

◎議会議員の議員報酬等の支給の制限に関する条例制定について (概要)

1 制定理由

議会議員の職責及び市議会への市民の信頼の確保に鑑み、議会議員が会議等を長期欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給について、特例を定めるため、この条例を制定します。

2 概要

(1) 定義（第2条関係）

- ・長期欠席 疾病その他の事由により 180 日を超える期間にわたり会議等を全て欠席すること

- ・会議等 次に掲げるもの

- ア 本会議

- イ 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（分科会を含む。）

- ウ 議員総会、全員協議会

- エ 常任委員会協議会

- オ 各会派代表者会議、災害対策会議、政策検討会議、
広報広聴会議、議会制度検討会議

- カ 議員の派遣

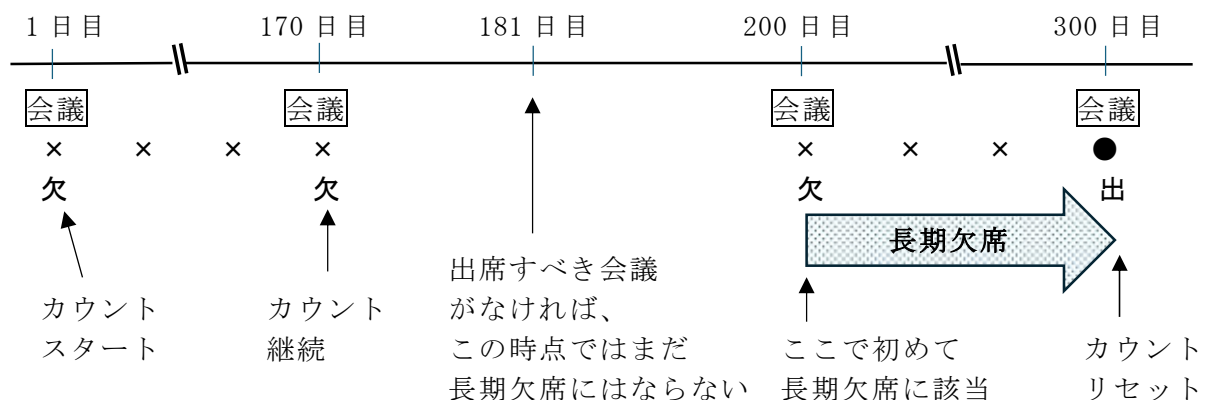
- キ 委員の派遣（所管事務調査を含む。）

- ク 議員研修会等

- ケ 上記のほか、議長が別に定める会議

（予算決算常任委員会理事会、課題別検討会議、広報広聴会）

【例1】



(2) 証明書等の提出 (第3条関係)

会議等を欠席した日から起算して、再び会議等に出席することができる日までの期間が180日を超える場合は、復帰の前に医師が就労可能である旨を記載した証明書等を議長に提出しなければならないこととします。

(3) 議員報酬の減額 (第4条関係)

長期欠席をした場合の議員報酬は、最初に会議等を欠席した日から起算して、再び会議等に出席した日の前日までの期間(長期欠席期間)の長さにより、次の区分に応じ、所定の月数分、所定の割合を減ずることとします。

なお、減額は、長期欠席に該当するに至った日の属する月の翌月分から適用します。

(長期欠席期間)	(減額割合及び月数)
180日を超え210日以下	25%減×1月
210日を超え240日以下	25%減×2月
240日を超え270日以下	25%減×3月
270日を超え300日以下	25%減×3月+50%減×1月
300日を超え330日以下	25%減×3月+50%減×2月
330日を超え360日以下	25%減×3月+50%減×3月
360日を超え390日以下	25%減×3月+50%減×3月+75%減×1月
390日を超え420日以下	25%減×3月+50%減×3月+75%減×2月
420日を超え450日以下	25%減×3月+50%減×3月+75%減×3月
450日を超え480日以下	25%減×3月+50%減×3月+75%減× <u>4月</u>

↓

以降30日を増すごとに減額する月が1月ずつ増える。

(4) 期末手当の減額 (第5条関係)

算定期間(6月期末手当については12月から5月まで、12月期末手当については6月から11月まで)の6箇月において、長期欠席により議員報酬を減額された月がある場合は、議員報酬と同じ割合で期末手当も減じます。

算定期間中に議員報酬の減額割合が変更となる場合は、当該6箇月の平均の割合により、期末手当を減じます。

【例 2】

11 月に長期欠席（欠席 181 日以上）に該当し、その後、通算 360 日欠席し、
12 月分から 5 月分までの議員報酬について減額の適用を受けた場合

※ 黄色は議員報酬の支給割合

	△25%	△25%	△25%	△50%	△50%	△50%	
長期欠席該当 -----×	75	75	75	50	50	50	
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月

基準日（6/1）

6 月期末手当（6/15支給）は、

$$\frac{\triangle 25 + \triangle 25 + \triangle 25 + \triangle 50 + \triangle 50 + \triangle 50}{600} = \triangle 37.5\%$$

$$1,639,225\text{円} - (1,639,225\text{円} \times 37.5\%) = \mathbf{1,024,515\text{円}} \quad \text{端数切捨て}$$

$$\triangle \mathbf{614,709.37\text{円}}$$

【例 3】

1 月に長期欠席（欠席 181 日以上）に該当し、その後、通算 270 日欠席し、
2 月分から 4 月分までの議員報酬について、減額の適用を受けた場合

※ 黄色は議員報酬の支給割合

		△25%	△25%	△25%			
	100	100	75	75	75	100	
		長期欠席該当 -----×					
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月

基準日（6/1）

6 月期末手当（6/15支給）は、

$$\frac{0 + 0 + \triangle 25 + \triangle 25 + \triangle 25 + 0}{600} = \triangle 12.5\%$$

$$1,639,225\text{円} - (1,639,225\text{円} \times 12.5\%) = \mathbf{1,434,321\text{円}} \quad \text{端数切捨て}$$

$$\triangle \mathbf{204,903.125\text{円}}$$

(5) 適用除外 (第6条関係)

次に掲げる事由により長期欠席をした場合は、減額の規定は適用しません。

- ① 公務上の災害
- ② 出産
- ③ 感染症法第18条第1項に規定する患者等となった場合
- ④ 災害・事故等の場合で、議長がやむを得ないと認める事由

(6) 減額の適用 (第7条関係)

議員報酬等の減額については、当該減額の事由が生じた日の属する任期中の議員報酬等に関し適用します。

(7) 施行期日等 (附則関係)

この条例は、公布の日から施行します。

なお、この条例の規定は、施行の日以後に行われる会議等を欠席した議員の議員報酬等について適用します。